

原規規発第 1807315 号
平成 30 年 7 月 31 日

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所長 殿

原子力規制庁原子力規制部検査グループ
安全規制管理官（実用炉監視担当）
古金谷 敏之

「平成 30 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について」の
一部改正について

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づく平成 30 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について、一部を別紙のとおり改定することといたしました。

つきましては、別紙の内容についてお知らせいたします。

なお、年 4 回の保安検査に係る詳細については、各回の保安検査開始前までに、統括原子力運転検査官から連絡いたします。

改正 平成30年7月31日 原規規発第1807315号 原子力規制委員会決定

平成30年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について（原規規発第18050910号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年7月31日

原子力規制委員会

平成30年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）についての一部改正について

平成30年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について（原規規発第18050910号）の一部を、別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この通知は、平成30年7月31日から施行する。

平成30年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について（原規規発第18050910号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">原規規発第18050910号 平成30年5月9日 <u>一部改正 原規規発第1807315号</u> <u>平成30年7月31日</u></p> <p>平成30年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会</p> <p>原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第5項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成30年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。</p>	<p style="text-align: right;">原規規発第18050910号 平成30年5月9日</p> <p>平成30年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会</p> <p>原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第5項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成30年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。</p>

改正後	改正前
(別添) 北海道電力株式会社泊発電所 ～ (別添) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 (略) (別添)	(別添) 北海道電力株式会社泊発電所 ～ (別添) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 (略) (別添)
<p>1. 検査実施場所 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所及び本店</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期： 5月下旬 ～ 6月上旬 (2) 第2四半期： <u>8月中旬</u> ～ <u>8月下旬</u> (3) 第3四半期： <u>11月中旬</u> ～ <u>12月中旬</u> (4) 第4四半期： <u>2月中旬</u> ～ 3月中旬</p> <p>3. 検査担当職員 東海・大洗原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成30年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。 (1) 基本検査で実施する保安検査の内容 ①改善活動の取組状況 ②保守管理等の実施状況 ③外部事象等に対する体制の整備状況 ④マネジメントレビューの実施状況 ⑤安全文化醸成活動の実施状況 ⑥放射性固体廃棄物管理の実施状況 (2) 追加検査で実施する保安検査の内容 ①燃料有効長頂部の寸法の誤りに係る改善状況</p>	<p>1. 検査実施場所 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所及び本店</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期： 5月下旬 ～ 6月上旬 (2) 第2四半期： <u>9月上旬</u> ～ <u>9月中旬</u> (3) 第3四半期： <u>12月上旬</u> ～ <u>12月中旬</u> (4) 第4四半期： <u>3月上旬</u> ～ 3月中旬</p> <p>3. 検査担当職員 東海・大洗原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成30年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。 (1) 基本検査で実施する保安検査の内容 ①改善活動の取組状況 ②保守管理等の実施状況 ③外部事象等に対する体制の整備状況 ④マネジメントレビューの実施状況 ⑤安全文化醸成活動の実施状況 ⑥放射性固体廃棄物管理の実施状況 (2) 追加検査で実施する保安検査の内容 ①燃料有効長頂部の寸法の誤りに係る改善状況</p>

改正後	改正前
(別添) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 ～ (別添) 日本原子力発電株式会社東海発電所 (略)	(別添) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 ～ (別添) 日本原子力発電株式会社東海発電所 (略)

原規規発第 18050910 号
平成 30 年 5 月 9 日
一部改正 原規規発第 1807315 号
平成 30 年 7 月 31 日

平成 30 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成 30 年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。

1. 検査実施場所

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所及び本店

2. 検査実施時期

- (1) 第1四半期： 5月下旬 ～ 6月上旬
- (2) 第2四半期： 8月中旬 ～ 8月下旬
- (3) 第3四半期： 11月中旬 ～ 12月中旬
- (4) 第4四半期： 2月中旬 ～ 3月中旬

3. 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所職員
他

4. 検査項目

平成30年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。

(1) 基本検査で実施する保安検査の内容

- ①改善活動の取組状況
- ②保守管理等の実施状況
- ③外部事象等に対する体制の整備状況
- ④マネジメントレビューの実施状況
- ⑤安全文化醸成活動の実施状況
- ⑥放射性固体廃棄物管理の実施状況

(2) 追加検査で実施する保安検査の内容

- ①燃料有効長頂部の寸法の誤りに係る改善状況